

三原市告示第 1 2 7 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更届出がなされたので、同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 7 年 5 月 2 2 日

三原市長 岡 田 吉 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
三原ショッピングセンター  
三原市城町二丁目 1 3 番 1 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名  
今治造船株式会社 代表取締役 檜垣 幸人  
愛媛県今治市小浦町一丁目 4 番 5 2 号  
株式会社アポロ 代表取締役 則包 桂吾  
三原市幸崎能地二丁目 1 番 1 号
- 3 変更しようとする事項  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
駐輪場の位置及び収容台数（位置のみ）

|     | 駐車場の位置          | 収容台数  |
|-----|-----------------|-------|
| 変更前 | 店舗南側（別添図面 3 参照） | 210 台 |
| 変更後 | 店舗南側（別添図面 4 参照） | 210 台 |
- 4 変更の日  
令和 7 年 7 月 1 日
- 5 届出年月日  
令和 7 年 4 月 2 4 日
- 6 届出等の縦覧場所

三原市経済部商工振興課（三原市役所 3 階）

7 届出等の縦覧期間及び時間帯

令和 7 年 5 月 2 2 日から令和 7 年 9 月 2 1 日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分、ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

8 法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公示の日から 4 月以内に、三原市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7 年 9 月 2 1 日

三原市経済部商工振興課